資料２－１

東京湾総量削減計画について

１　水質総量削減制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　水質総量削減制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　第７次総量削減計画の実績と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　第８次総量削減基本方針（東京湾）について・・・・・・・・・・・・・・・４
５　千葉県における第８次総量削減計画について・・・・・・・・・・・・・・・５
６　今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１　水質総量削減制度とは

水質総量削減制度とは、人口・産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域において、濃度規制のみでは水質環境基準の達成が困難であるため、流入する汚濁負荷量の総量を削減し、総合的に水環境改善に取り組み、水質汚濁を防止するための制度である。

○昭和５３年に水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により導入され、これまで５年ごとに計画を策定し、７次にわたり取り組んでいる。
（本県では昭和５５年に第１次計画を策定）

○指定項目：化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん
（窒素、りんは第５次水質総量削減から指定項目に追加）

○指定水域・指定地域

東京湾：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の関係地域

伊勢湾：岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

瀬戸内海：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係地域
（大阪湾については、瀬戸内海に含まれているが、大阪湾以外との水質状況に差があるため、削減方針が分けられている。）

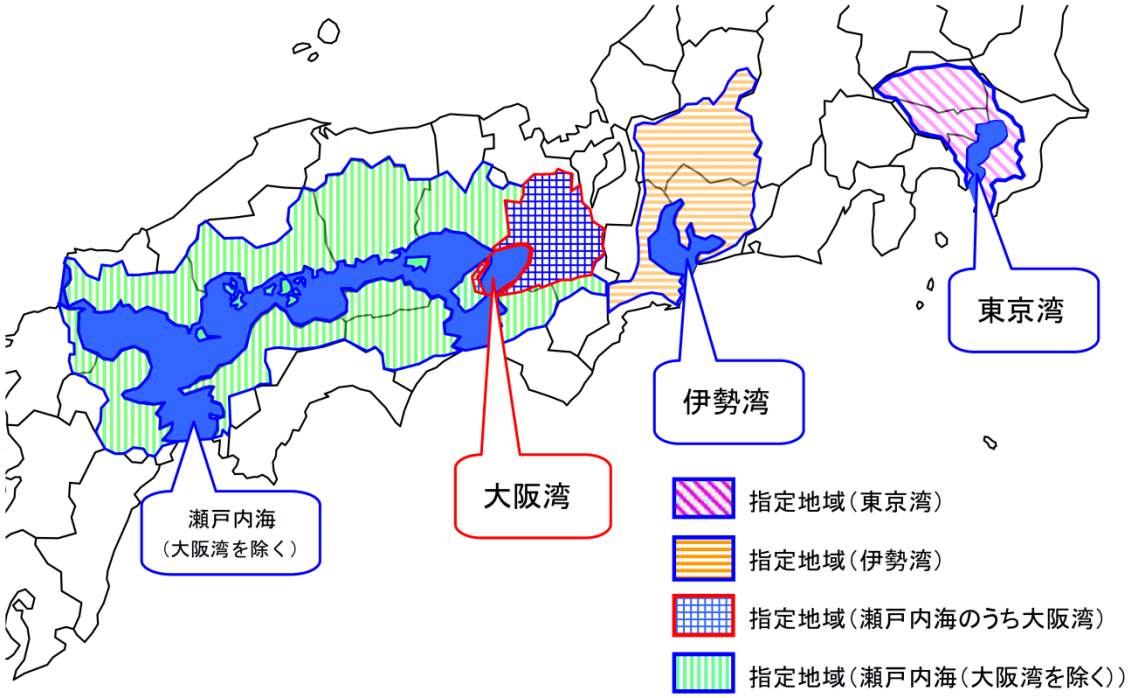

２　水質総量削減制度の概要

（１）総量削減制度の概略図

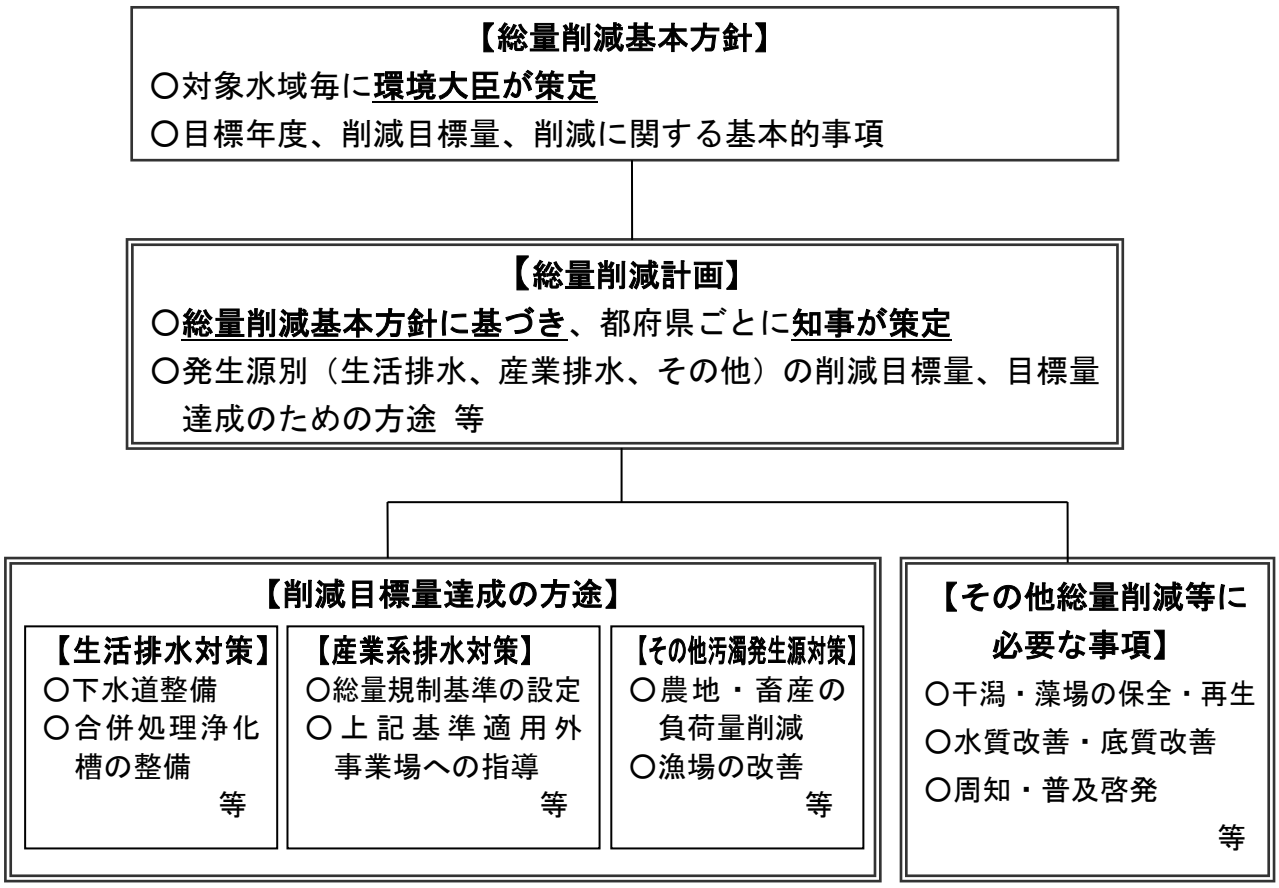

（２）総量削減制度の沿革

	方針策定（国）	計画策定（県）	計画目標年度	対象項目
第１次	昭和 54 年 6 月	昭和 55 年 4 月	昭和 59 年度	COD
第２次	昭和 62 年 1 月	昭和 62 年 5 月	平成元年度	COD
第３次	平成 3 年 2 月	平成 3 年 3 月	平成 6 年度	COD
第４次	平成 8 年 4 月	平成 8 年 7 月	平成 11 年度	COD
第５次	平成 13 年 12 月	平成 14 年 7 月	平成 16 年度	COD、窒素、りん
第６次	平成 18 年 11 月	平成 19 年 6 月	平成 21 年度	COD、窒素、りん
第７次	平成 23 年 6 月	平成 24 年 2 月	平成 26 年度	COD、窒素、りん
第８次	平成 28 年 9 月	平成 29 年 6 月（予定）	平成 31 年度	COD、窒素、りん

３　第７次総量削減計画の実績と評価

（１）汚濁負荷量削減の実績値

①　化学的酸素要求量（ＣＯＤ）　　単位：トン／日

	２１年度実績値	２６年度目標値	２６年度実績値
生活排水	２１	１９	１８
産業排水	１１	１０	１０
そ の 他	４	４	３
合　計	３６	３３	３１

②　窒素含有量　　単位：トン／日

	２１年度実績値	２６年度目標値	２６年度実績値
生活排水	１７	１７	１７
産業排水	８	８	８
そ の 他	８	８	７
合　計	３３	３３	３２

③　りん含有量　　単位：トン／日

	２１年度実績値	２６年度目標値	２６年度実績値
生活排水	１．３	１．３	１．３
産業排水	０．３	０．３	０．３
そ の 他	０．４	０．３	０．３
合　計	２．０	１．９	１．９

第７次総量削減計画の汚濁負荷量削減目標は達成されたが、東京湾の水質状況については、依然として環境基準を未達成な水域が存在するため、引き続き汚濁負荷量の削減に努める必要がある。

※汚濁負荷量削減　主な取組実績例

①　下水道整備（指定地域内）

	２１年度（千人）	２６年度（千人）
下水道整備人口	２，５９９．７	２，８１３．４
（整備率）	（７０．７％）	（７５．１％）

②　浄化槽整備（指定地域内）

	２１年度（千人）	２６年度（千人）
合併処理浄化槽人口	５３３．１	５０１．７
単独処理浄化槽人口	４３９．６	３５５．１
（合併処理／浄化槽全体）	（５４．８％）	（５８．６％）

（２）東京湾の水質環境基準の達成状況（平成２７年度）

	類型	基準値 (mg/l)	東京湾全域			千葉県の区域		
			水域数	達成水域数	達成率(%)	水域数	達成水域数	達成率(%)
COD	A	2	2	0	0	2	0	0
	B	3	8	3	37.5	4	0	0
	C	8	9	9	100	5	5	100
	計	-	19	12	63.2	11	5	45.5
T−N	Ⅱ	0.3	1	1	100	1	1	100
	Ⅲ	0.6	1	1	100	1	1	100
	Ⅳ	1	4	4	100	3	3	100
	計		6	6	100	5	5	100
T−P	Ⅱ	0.03	1	0	0	1	0	0
	Ⅲ	0.05	1	0	0	1	0	0
	Ⅳ	0.09	4	4	100	3	3	100
	計	-	6	4	66.7	5	3	60

※詳細は資料２－２を参照

４　第８次総量削減基本方針（東京湾）について

〇目標年度：平成３１年度

○削減目標量：発生源別（生活排水、産業排水、その他）、都府県別に定める

千葉県の削減目標量及び実績		
	平成３１年目標	平成２６年実績
ＣＯＤ	２９	３１
窒素	３０	３２
りん	１．８	１．９

単位：トン／日

○削減の方途：①削減目標量達成のための方途

・生活排水処理施設（下水道・浄化槽等）の整備と適正な維持管理

・総量規制基準の設定と遵守及び小規模事業場等に対する指導

・環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理

等

②その他総量削減等に必要な事項

・干潟・藻場の保全、再生
・水質改善に資する取組の推進、安定的な漁獲の推進
・浚渫、覆砂等の底質改善対策の推進
・貧酸素水塊の原因解明と対策
・生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用
・行政機関、NPO、民間企業等の連携による施策の推進

等

※下線部は、第７次総量削減基本方針からの主な変更（追加）点

５　千葉県における第８次総量削減計画について

（１）削減の目標（目標年度：平成３１年度）

削減目標量は第８次総量削減基本方針（東京湾）のとおり

（２）削減目標量の達成のための方途

①生活排水対策

・下水道の整備及び高度処理化
・合併処理浄化槽の整備（転換の促進）及び適正な維持管理の推進や高度処理化　等

②産業系排水対策

・総量規制基準の設定＊

＊　総量規制基準（Ｃ値）は、環境省告示において業種等別に上限下限が設定されており、その範囲内で知事が定めることとされている。今後、このＣ値（２１５業種区分）について、必要に応じて見直しを行う。

総量規制基準値（Ｌ）＝濃度（Ｃ値）×　水量（Ｑ）×１０$^{-3}$

（kg／日）　　（mg／l）　　（m^3／日）

Ｃ値設定の例（ＣＯＤ）

業種	環境省告示（第７次）		県Ｃ値（第７次）
	下限	上限	
段ボール製造業	２０	６０	２０
非鉄金属製造業	１０	３０	１５

・小規模事業場に対する指導等

③その他の汚濁発生源に係る対策

農地からの負荷量削減の推進、畜産排水対策の推進等

（３）その他の汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

・干潟・藻場の保全、再生
・水質改善に資する取組の推進、安定的な漁獲の推進
・浚渫、覆砂等の底質改善対策の推進

等

６　今後のスケジュール

（平成２８年）

１０月２８日　環境審議会（諮問）

１２月中旬　　環境審議会（総量削減計画案・総量規制基準案　審議）

１２月中旬　　パブリックコメント

～１月中旬

（平成２９年）

１月下旬　　環境審議会（答申）

４月　　第８次総量削減計画案　環境大臣協議

６月　　第８次総量削減計画　策定・公表

千葉県における負荷量の推移

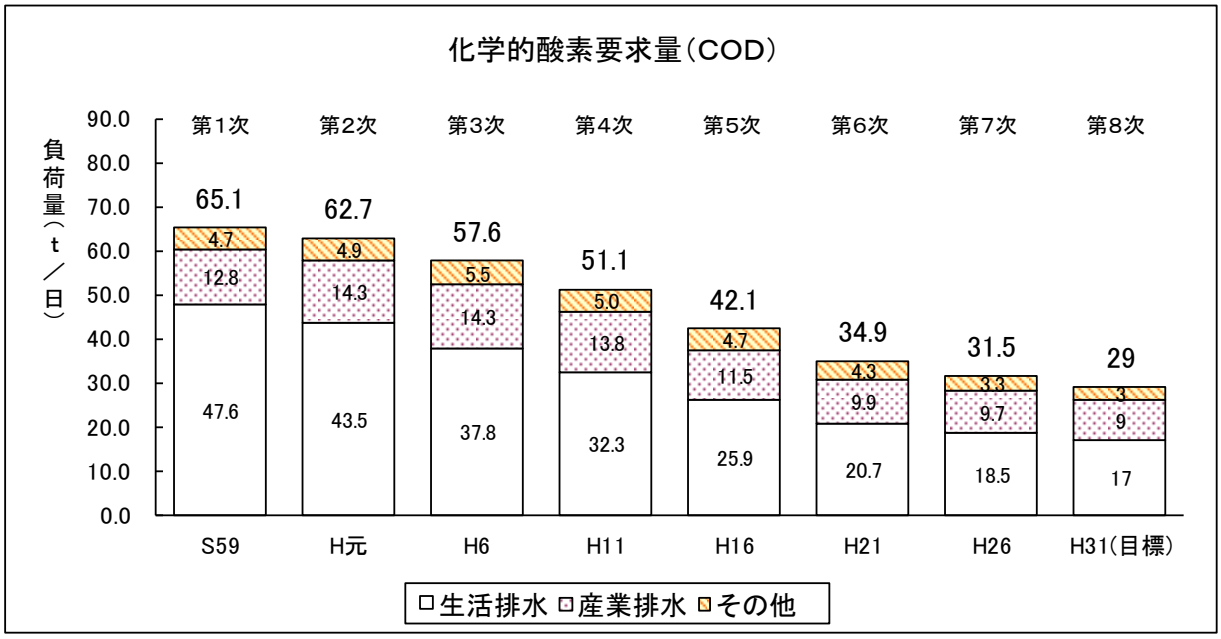

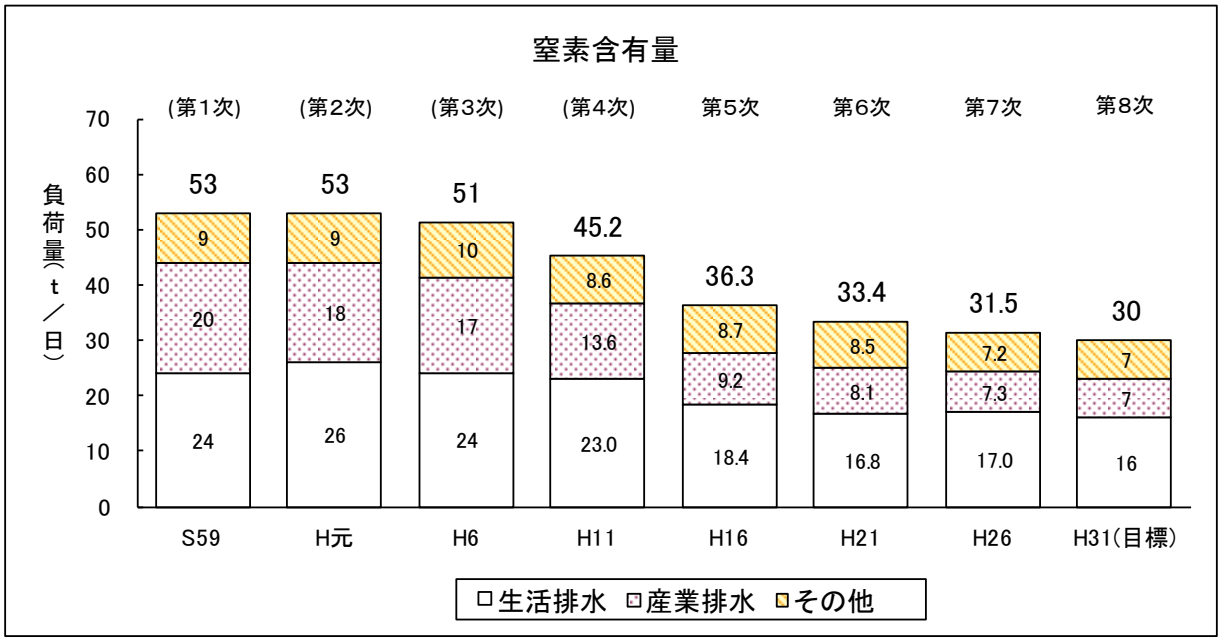

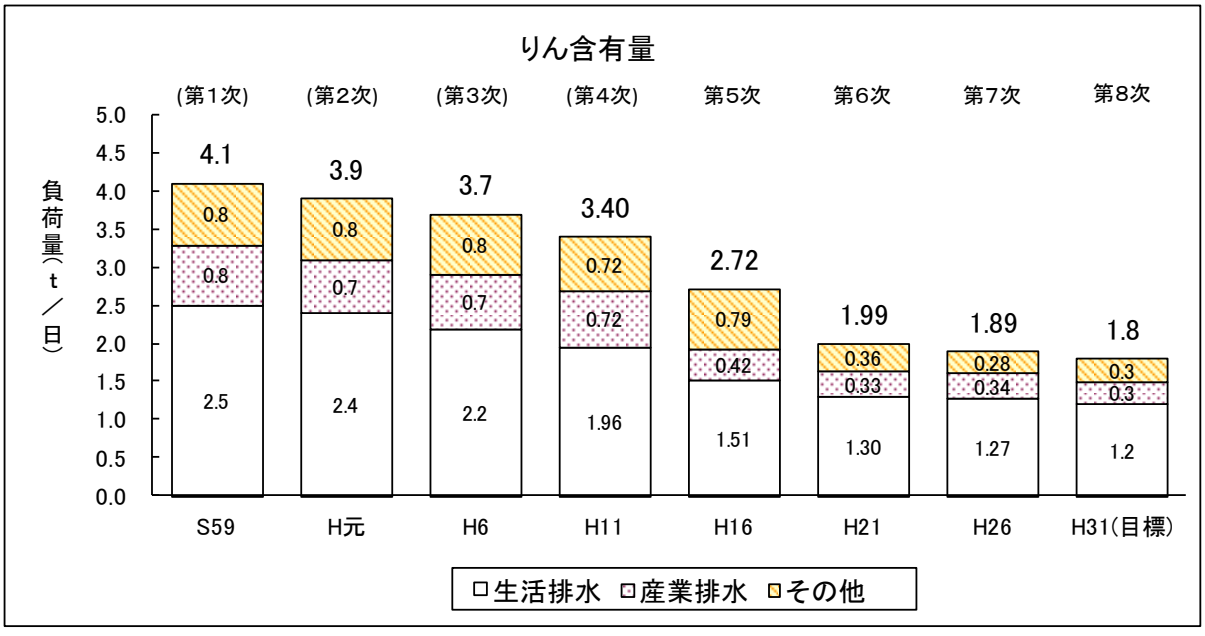

千葉県における対象地域